

ケアプラン自己作成のために

大曲仙北広域市町村圏組合
介護保険事務所作成資料

『自己作成するには、まずどうしたらいいの?』

まず介護保険事務所に行って、「自己作成するので書類をください」と申し出ます。

- ①介護保険事務所に自己作成する旨届け出て、提出書類をもらう。
- ②関係者や専門家と十分に相談・検討しながらケアプランを作成する。
- ③サービス事業者を選んで直接依頼・契約。
- ④ケアプランを書き込んだ書類を介護保険事務所に確認してもらう。
- ⑤サービス開始後は事業者と密に連絡調整して意思疎通を図り、本人の意思に沿った生活がおくれるようにする。

『自己作成の難しい点は?』

どんな事業者があるのかとか、サービスの情報など、情報を得ることが個人ではとても大変です。プラン自体については、ともすれば、素人の思いこみプランになってしまって、状態の悪化を招く危険性もあります。それに、介護現場が閉じられた空間になってしまうことも。自己作成によって、介護現場がうまく回るように、そんなプランにしたいものです。

『ケアプランを自分で作るときの注意点は?』

①サービス提供事業所との接触を緊密に

軽度の場合や単純なケアプランの場合でも、訪問介護や、訪問看護、デイサービスなどのサービスを提供する事業所（社会福祉法人や企業、NPOなど）とはよく連絡を取り、ケアについての意見交換を積極的に進めましょう。

「ヘルパーのやり方」「考え方の行き違い」など、サービスを受けているといろいろ問題が出てくるものです。普段から事業所とコミュニケーションがとれていれば、こうした時に苦情や提案も言いやすいし、解決も早いものです。

もし、どうしても要望を受け入れてもらえなければ、事業所を変更するなど他の方法も考えられます。契約の当事者はあくまで利用者です。ケアマネジャーを間にはさまずに、直接、事業者とパイプを作ることで、自分らしく生きるた

めのサービスを自らの手で確保できることは自己作成のメリットのひとつです。

②正攻法はケア会議。

重介護の場合やたくさんのサービスを利用している場合は、主治医や看護師、ヘルパー、ヘルパー事業所の管理者、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）など、利用者にかかわるさまざまな専門家に集まってもらって、ケアの方法を話し合う場を持つのが理想です。特に要介護度の判定が変わった時などには、こうした場でサービスの種類や量も再検討したいですね。ケアマネジャーに依頼した場合、介護保険法では、ケアマネジャーが主宰する「サービス担当者会議」として位置付けられています。

自己作成の場合にはとりわけ、専門家の声を聞く姿勢が必要です。外部のアドバイスは大変ありがたいものです。

『給付管理はどうなるの？』

給付管理は前月の利用実績を国民健康保険団体連合会に報告する業務です。国保連でこの報告と事業者からの請求を付き合わせて、事業者に報酬が支払われます。ケアマネジャープランの時はケアマネジャーの仕事ですが、自己作成の場合はこの業務は自治体（介護保険事務所）が行います。

《参考》全国マイケアプラン・ネットワークQ&A

＜ケアプラン自己作成の手順＞

大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所作成資料

1. 準備

介護保険事務所に自己作成の旨を伝え提出に必要な用紙を入手する

必要な用紙

- サービス利用票
- サービス利用票別表

- サービス提供票
- サービス提供票別表

あると便利

- 介護給付費単位数サービスコード表
- サービス提供事業者リストなどの情報

【必要な書類の詳細】

●サービス利用票

これがいわゆるケアプラン(居宅サービス計画)
ケアマネージャーも同じ用紙をつかっています。

●サービス利用票別表

こちらは訪問通所サービスと短期入所サービスの料金管理表。
記入欄が多いですが、利用するサービスがひとつの場合は一行分を記入するのみです。

○介護給付費単位数サービスコード表

料金計算用の専門資料。
サービスの種類や利用時間ごとに全サービスの全単位数が示され非常に複雑。
初回は事業者に予約をする際に教えてもらうとよいでしょう。

○サービス提供事業者リストなどの情報

担当エリアのサービス事業者リスト。

2. 作成(どんなサービスを?)

どれだけの回数?

どこの事業者で?

- サービス情報の収集には利用者、経験者の情報も大切です
- 費用計算は専門的ですが、介護保険事務所や最寄りのケアマネージャーに教えてもらうことも可能です。

サービスの予約

計画にそって

自分で事業所に電話予約

- この予約がとれないと計画に記入できません。

3. 介護保険事務所に提出

「サービス利用票」と「別表」に計画を記入し提出
(内容は同じでも毎月直接届ける)

- (1)サービス利用票
- (2)サービス利用票別表
- (3)サービス提供票
- (4)サービス提供票別表

契約

(居宅サービス計画作成届けを介護保険事務所に提出すると完了)

- (3)(4)を予約事業者に届け、事業所と契約する
(郵送・FAXでも出来ます)

4. 月末・月初の仕事(月1回、提出)

利用実績を記入した(1)と翌月の計画(1)(2)の提出

○月末のサービス利用を終え、翌月のサービス利用が始まるまで
(おおよそ毎月5日まで)に
二つを一緒に提出します。

*** 提出後に利用の変更があれば「サービス利用票」を再作成して届けます**

<参考>この資料は全国マイケアプラン・ネットワーク資料を参考に作成しています。